

河川に関する許可申請手続き



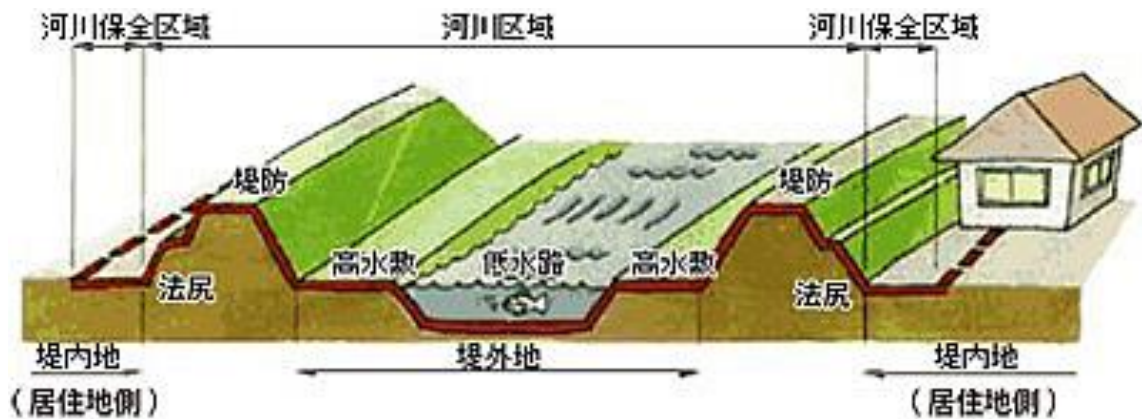
1 許可が必要な行為

次の場合には、河川法の許可が必要となります。

- (1) 河川区域内の土地を占用する場合（河川法第24条）
- (2) 河川区域内で工作物の新築・改築・除却をする場合（河川法第26条）
- (3) 河川区域内で土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合（河川法第27条）
- (4) 河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築、改築をする場合（河川法第55条）

※内容によっては、申請不要となるものがございますので、事前に相談ください。

河川のイメージ図



2 許可手続きの流れ

0. 事前相談
必要な書類や施工方法について、事前にご相談ください。 連絡先：北部土木事務所栗原地域事務所行政班（0228-22-2174）
1. 申請
事前相談や提出書類一覧を確認し、必要な書類を提出してください。
2. 審査
申請内容に不備がないか、施工方法に問題がないか等を審査します。
3. 許可証交付
申請書の提出からおおよそ2～3週間以内に河川占用許可証等を交付します。 ※申請内容に不備や変更があるときは、交付が遅くなる場合があります。
4. 着工届・完了届の提出
工事着手7日前までに着工届を提出してください。 工事完了後には速やかに完了届を提出してください。 ※添付書類 着工届⇒工程表 完了届⇒（工事施工前、施工中、施工後）の写真

3 提出書類

代表的な必要書類は下記のとおりです。原則各1部提出となっております。

※内容によっては、追加・不要となる書類もありますので、事前にご相談ください。

- (1) 申請書
- (2) 位置図 (1/50, 000 程度)
- (3) 実測平面図 (1/500 程度で河川区域, 河川保全区域, 官民境界線を入れる。)
- (4) 工作物の設計図 (除却の場合は, 構造図)
- (5) 面積計算図
- (6) 丈量図 (1/100 程度)
- (7) 公図 (写し)
- (8) 事業計画書 (事業の場合は, 計画の概要を記載した図書。)
- (9) その他

4 流水等占用料 (宮城県流水占用料等条例第三条第一項別表抜粋)

番号	徴収規定	目的	単価
1	別表3-1	田及び畑	5 円/㎡/年
2	別表3-2	採草及び放牧	3 円/㎡/年
3	別表3-3	宅地	190 円/㎡/年
4	別表3-4	ゴルフ場	100 円/㎡/年
5	別表3-5	自動車教習場及び自動車練習場	110 円/㎡/年
6	別表3-6	電柱、支柱、支線その他類するもの	640 円/本/年
7	別表3-7	送電塔その他これに類するもの	700 円/㎡/年
8	別表3-8	広告板	170 円/㎡/年
9	別表3-9	埋設工作物及び架設工作物	170 円/㎡・m/年
10	別表3-10	埋設線及び架設線	170 円/m/年
11	別表3-11	温泉源	43,900 円/一施設/年
12	別表3-12	その他工作物を伴う占用	170 円/㎡・m/年
13	別表3-13	その他工作物を伴わない占用	100 円/㎡/年